

資料5

H27.9.14 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

生活困窮者自立支援制度の推進と 「自治体計画」について

生活困窮者自立支援制度と「自治体計画」

- 生活困窮者自立支援制度では、福祉事務所設置自治体(都道府県、市及び一部の町村)が実施主体となって自立相談支援事業ほか各事業(必須・任意)を実施する。
- 本制度の施行(法に基づく支援の実施、法以外の支援やインフォーマルな支援の整備・開発等)は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めるうえで重要なさまざまな施策を地域で展開することにつながる。
- 各自治体においては、本制度に係るさまざまな施策について、地域の実情に応じて計画的に取り組むことが、分権的・創造的支援を推進する観点からも効果的である。



社会福祉法に規定される行政計画である「市町村地域福祉計画(第107条)」「都道府県地域福祉支援計画(第108条)」に位置づける(盛り込む)ことについて通知(技術的助言)

平成26年3月27日 社会・援護局長通知

(厚労省HP) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067693.html>

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」

別紙「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」

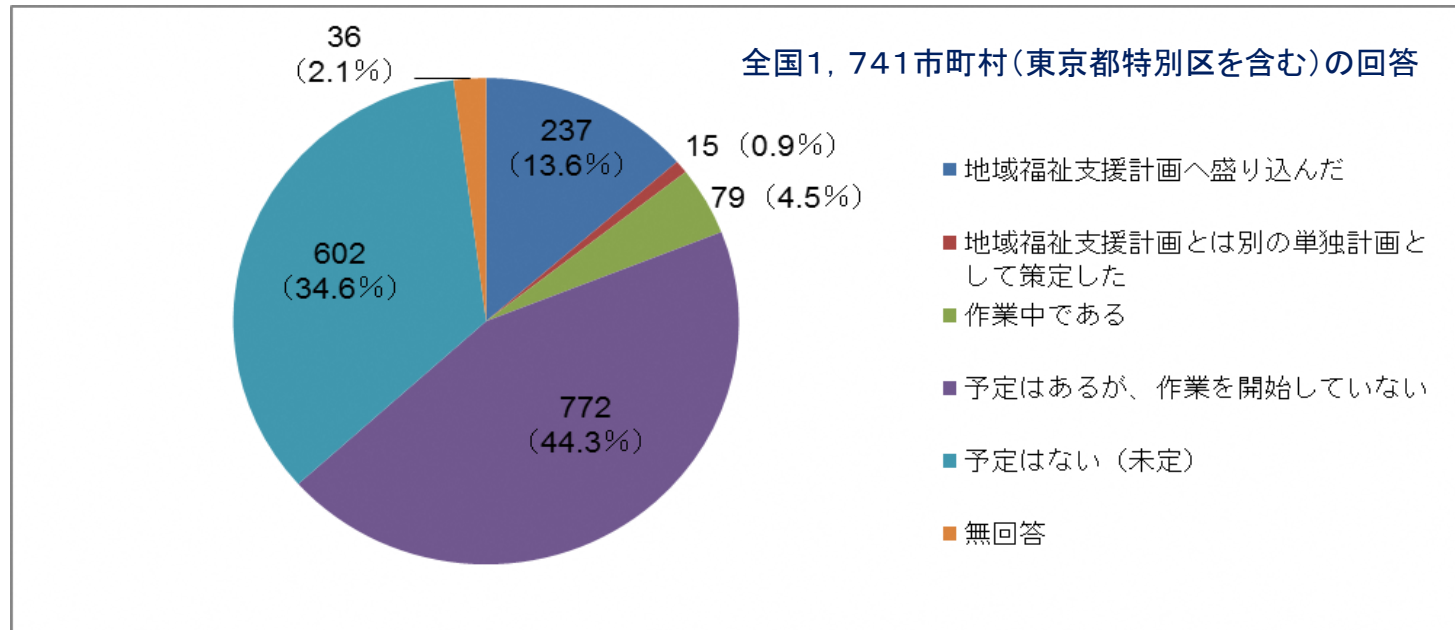
1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
 - (1) 生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
 - ① 生活困窮者自立支援法に基づく支援
 - ② 関係機関・他制度、多様な主体による支援
 - (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり
4. その他の留意事項等
 - (1) 都道府県支援計画に関する留意事項
 - (2) 福祉事務所未設置の町村に関する留意事項
 - (3) 計画の策定及び改定に関する留意事項

○ (既に計画策定済みの自治体においては、改定や見直しの時期に合わせて差し支えないが、)できる限り早期に生活困窮者自立支援方策を盛り込んだ計画が策定されるよう留意していただきたい。

○ (策定・改定までの暫定的な対応として、)生活困窮者自立支援に関する単独計画を策定することも考えられる。

市町村地域福祉計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況

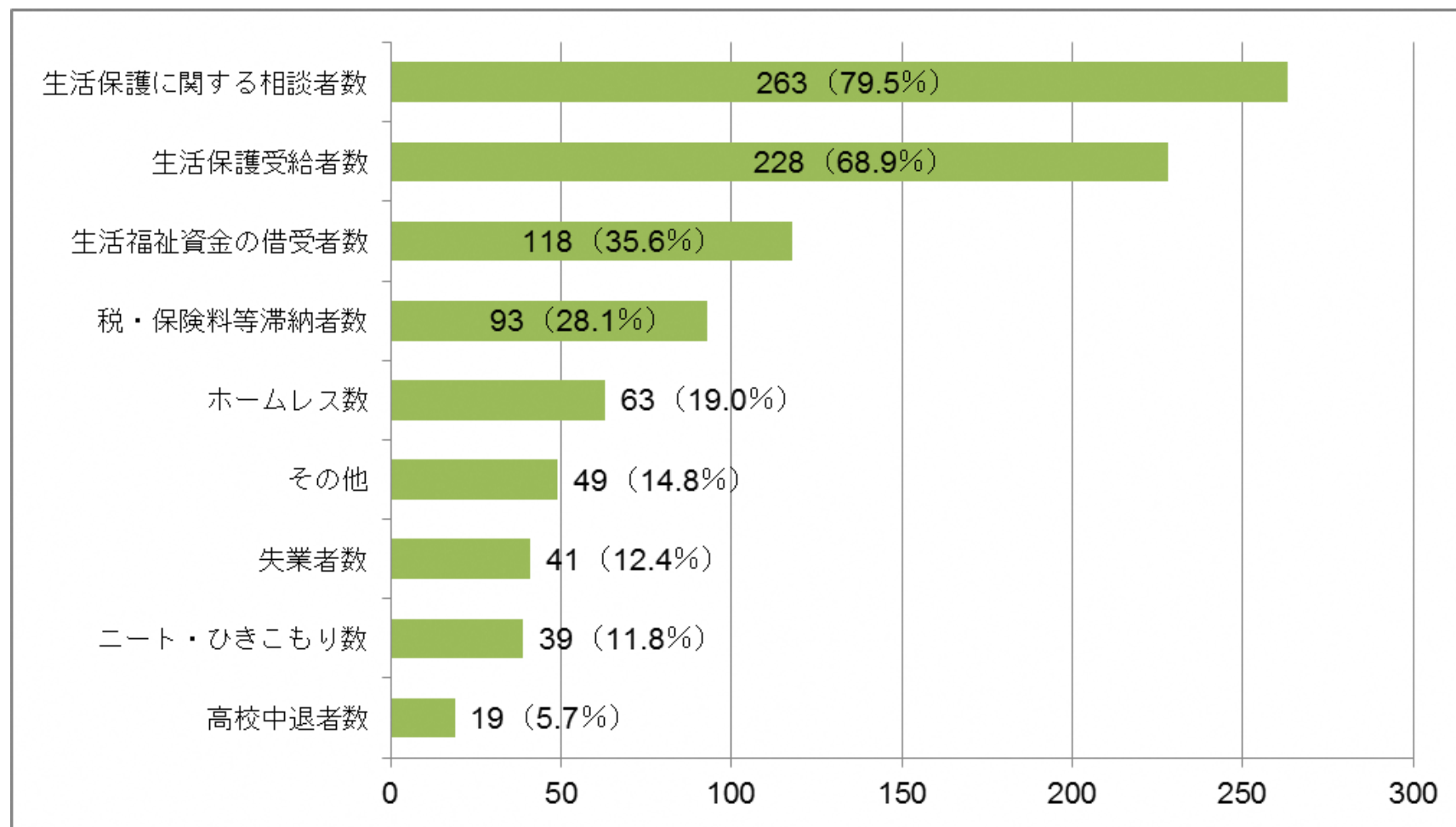
- 全1,741市町村のうち、生活困窮者支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答した市町村数は237(13.6%)。「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した市町村数を合わせると331(19.0%)となる。
- 福祉事務所設置自治体(856市町村)を基準にした場合、「地域福祉計画へ盛り込んだ」市町村の割合は27.7%となる。「別の単独計画として策定した」「作業中である」を合わせると38.7%である。(いずれも参考値*)
 - * ...「盛り込んでいる」回答の中に、福祉事務所設置自治体以外の市町村が含まれる場合があるため
- 「地域福祉計画とは別の単独計画として策定した」市町村数は15(0.9%)である。
- 一方で、「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した市町村数は、合わせて1,374(78.9%)となっている。



生活困窮者の実態を把握するための指標

- 実態把握のための指標について、地域福祉計画（あるいは単独計画）において、「生活保護に関する相談者数」「生活保護受給者数」を設定している市町村が多い。

生活困窮者支援方策について、「地域福祉計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した331市町村の回答

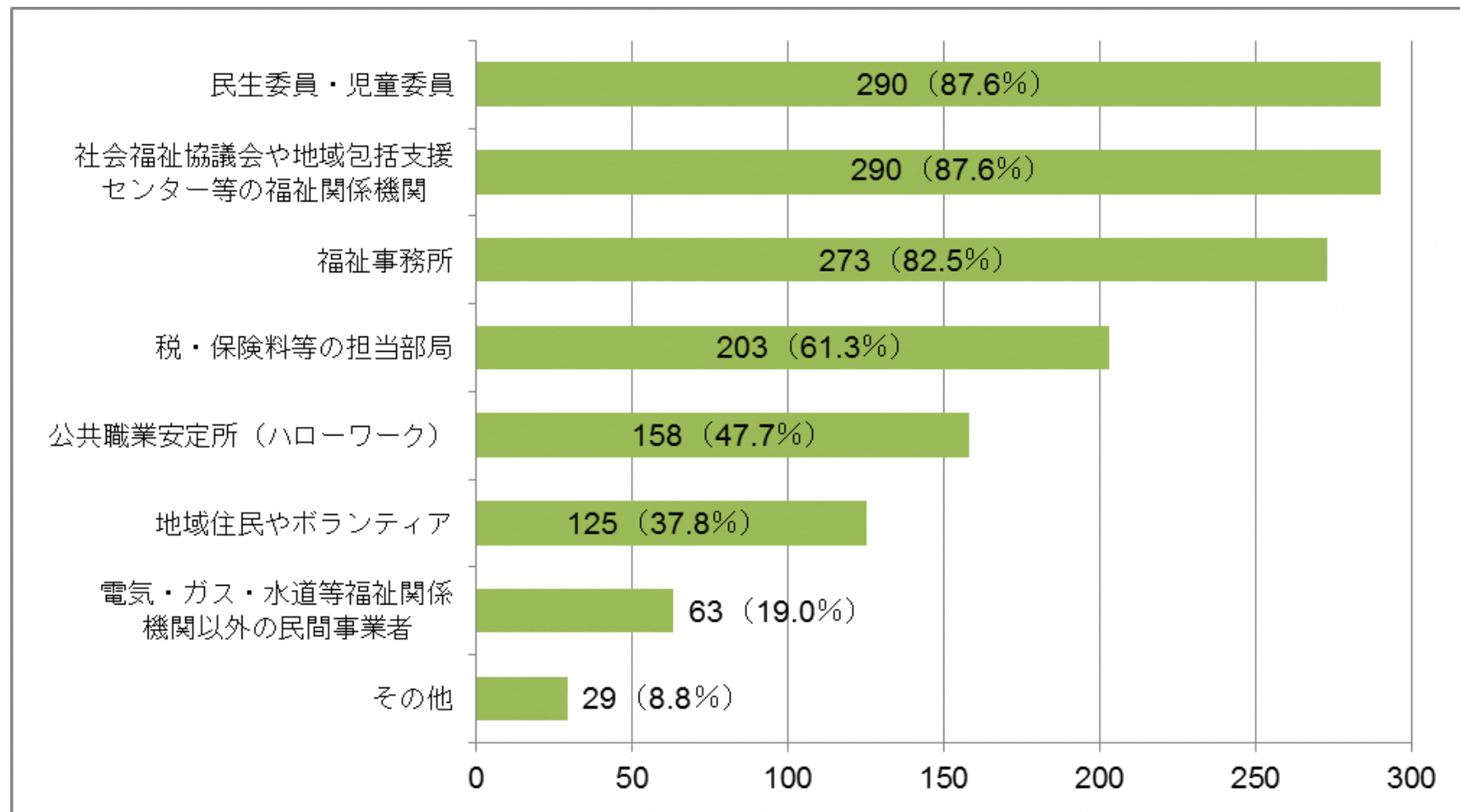


厚生労働省地域福祉課調べ（平成27年3月31日現在）

生活困窮者の情報を得るための連携先

- 情報を得るための連携先について、地域福祉計画（あるいは単独計画）において、「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉関係機関」「福祉事務所」を設定している市町村が多い。

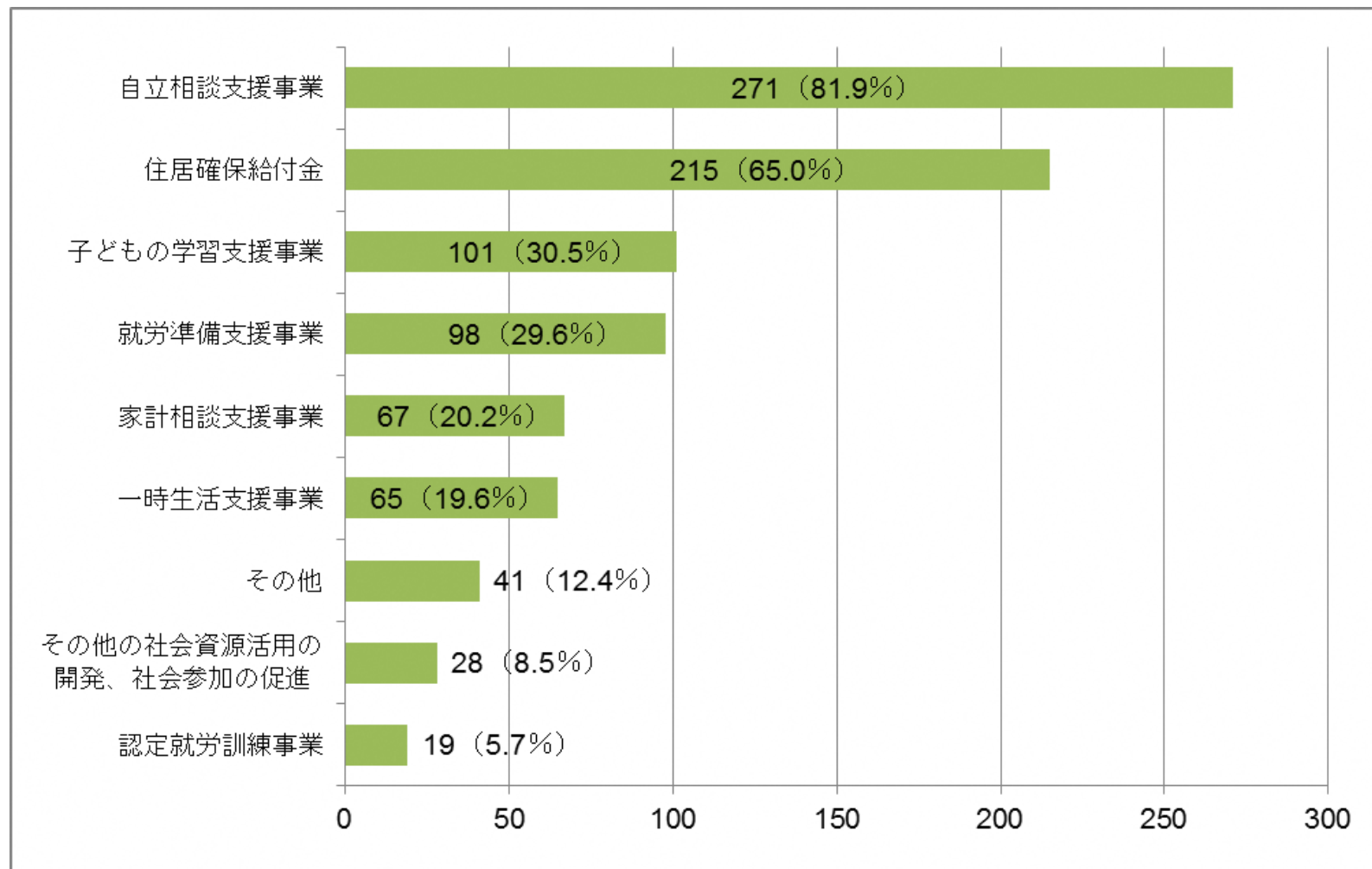
生活困窮者支援方策について、「地域福祉計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した331市町村の回答



生活困窮者の自立支援に関する具体的な取組内容

- 地域福祉計画（あるいは単独計画）で具体的な取組として記載されている内容は、法に定める必須事業の「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の割合が高い。

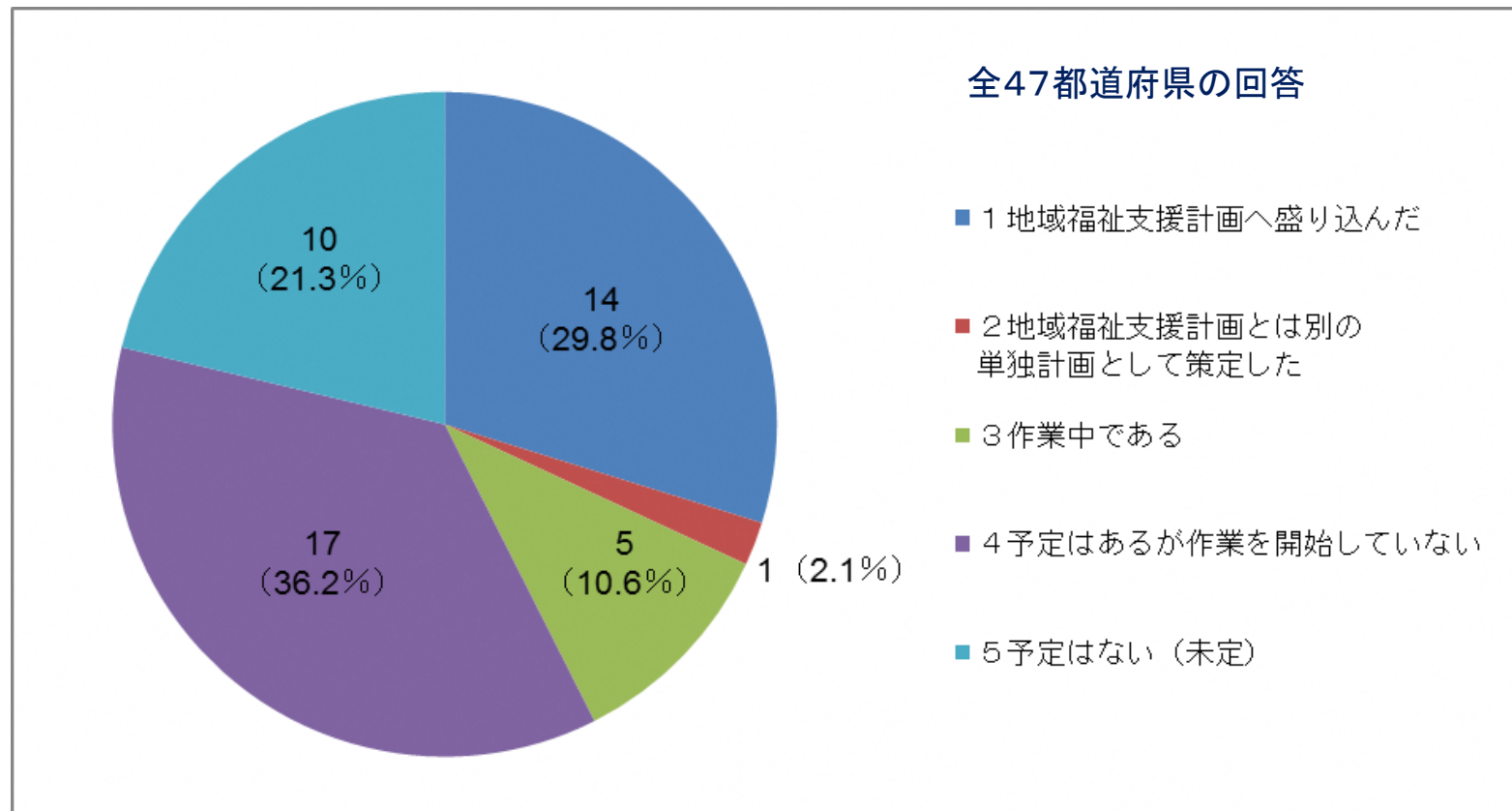
生活困窮者支援方策について、「地域福祉計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答した331市町村の回答



厚生労働省地域福祉課調べ（平成27年3月31日現在）

都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況

- 全47都道府県のうち、生活困窮者支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答した都道府県数は14(29.8%)である。
- 「地域福祉支援計画とは別の単独計画として策定した」都道府県が1(2.1%)ある。
- 一方で、「予定はあるが、作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答した都道府県数は合わせて27(57.5%)と半数を超えている。



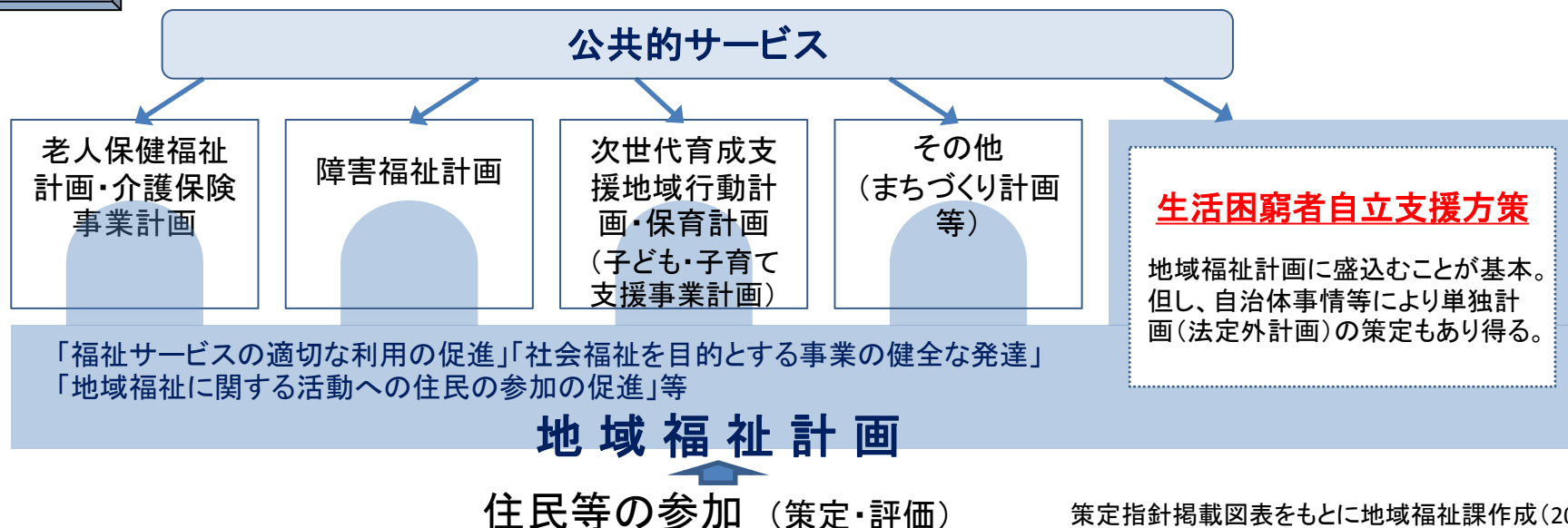
厚生労働省地域福祉課調べ(平成27年3月31日現在)

生活困窮者自立支援を地域福祉(支援)計画に位置づける意義

- 多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を実現するためには、専門機関だけでなく、住民団体やボランティアなど、いわゆるインフォーマルな部門とも協働した「支え合いの地域づくり」を検討する必要がある。
- 包括的支援の実現の観点から、労働や保健医療のほか、地域振興その他の分野との連携協働をすすめるには、従来の個別分野別の「福祉」にとどまらない「地域」を基盤とした発想が必要不可欠であり、その推進にあたっては、地域福祉(支援)計画の活用が効果的である。

参考

「地域福祉計画と他の福祉計画との関係」と「生活困窮者自立支援方策の位置づけ」



- 社会福祉法に基づく行政計画として位置づけられ、進行管理や評価が計画的に行われる。また、策定や改訂・見直し等の手続き上の住民参加と公表が求められており、考え方や取り組み内容が広く住民・関係者等に周知される。
- 地域福祉(支援)計画は、各分野の個別の行政計画に共通する基盤を構成している。(上図参照)これにより、さまざまな分野のフォーマル・インフォーマルな社会資源との連携等を視野に入れた計画策定が可能になる。

地域福祉計画への盛り込みを前提とした「自治体計画」の策定例

鹿児島県日置市「日置市生活困窮者等自立支援計画」(平成27～29年度)

1. 計画策定にあたって

- (1) 計画の趣旨・位置づけ
- (2) 計画の性格
- (3) 計画策定の方法
 - ・策定委員会の設置
 - ・アンケート調査の実施

2. 生活困窮者等の状況

- (1) 総人口と世帯の推移
- (2) 生活保護の状況
- (3) 生活困窮者等の現状と推移
 - ・生活保護ボーダー層
 - ・住民税非課税世帯数
 - ・国保税、介護保険料、水道料、市営住宅家賃、保育料、給食費滞納世帯数 等

3. 計画の基本目標

■地域福祉計画 の基本理念

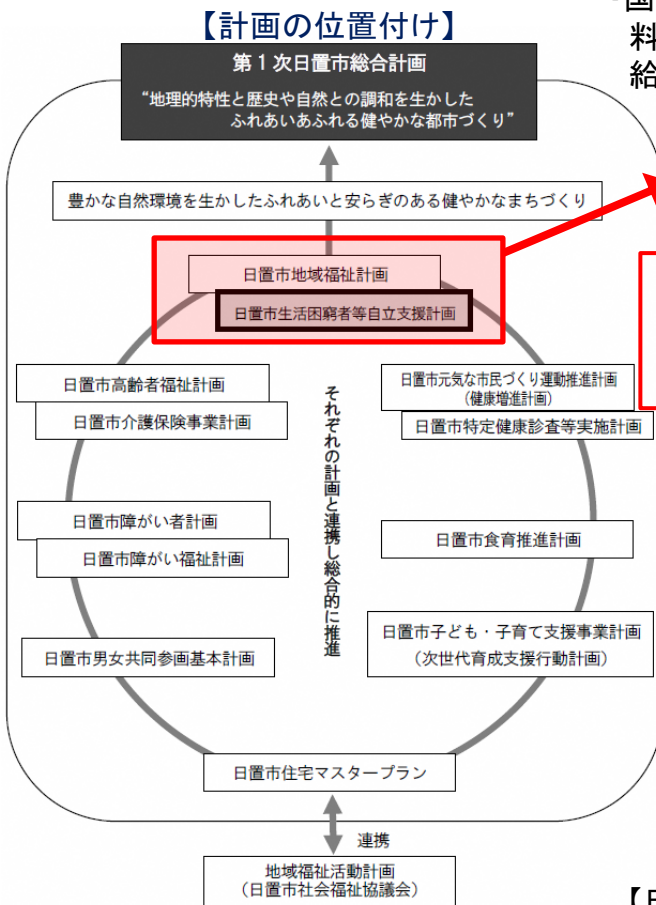
いつでも安全・安心なひおきで、いつまでもいきいき健やかに、
共に暮らし共に支え合う、福祉のまちづくり

■生活困窮者等 自立支援に関 する基本目標

制度のはざまなどで生活困窮に落ち込むことなく、
誰もが人として尊重されるまちづくり

4. 想定される施策

- (1) 生活困窮者等自立支援サービスの提供体制の整備
- (2) 総合的な自立相談の仕組みの構築
- (3) 住居確保給付金の支給
- (4) 就労支援の推進
- (5) 住居を持たない生活困窮者支援の実施
- (6) 家計相談支援の実施
- (7) 学習支援の実施
- (8) その他生活困窮者等の自立促進に必要な事業の実施
- (9) 健康づくりの推進



第2期地域福祉計画
(平成25～29年度)

第3期地域福祉計画
(平成30年度～)
での盛り込みを予定

5. 計画の推進体制

- ① 市民の役割(仕組みの理解、気づき合いと相談の促し、健康づくり)
- ② 地域の役割(気づき合える環境づくり、相談につながる雰囲気づくり)
- ③ 行政の役割(相談体制整備、支援実施、関係機関の連携、地域の活性化)